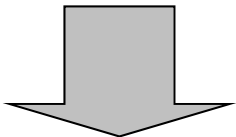


国家公務員の再就職に関する規制について

H19年改正国公法施行前（H20.12.31前）

再就職に関する規制は、離職後2年間、離職前5年間に在職していた国の機関と密接な関係のある営利企業の地位への再就職の原則禁止（ ）のみ（それ以外は規制なし）

人事院の承認を得た場合は、禁止を解除（事前承認制度）



改正国家公務員法（19年7月公布、20年12月31日施行）により、再就職に関する行為規制を導入。規制違反行為に関する監視体制を整備

H19年改正国公法施行後（H20.12.31以後）

現職職員による再就職あっせんは全面禁止。

現職職員による利害関係企業等への求職活動を規制

退職職員の働きかけを規制